

陸前高田市告示第14号

陸前高田市放任果樹伐採等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月27日

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市放任果樹伐採等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の未然防止を図るため、人の生活圏にあるクマを誘引する果樹であって当該果樹の所有者が高齢その他の理由で管理ができないもの（以下「放任果樹」という。）の伐採等に要する経費に対し、予算の範囲内で陸前高田市放任果樹伐採等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年陸前高田市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伐採する放任果樹の所有者（所有者から委任を受けた者を含む。）
- (2) 市内に住所を有する伐採業者に委託して実施する者
- (3) 市が債権を有する公租公課を滞納していない者

(交付対象経費等)

第3 補助金の交付対象経費は、放任果樹の伐採、運搬及び処分に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の交付対象となる果樹は、家屋の付近など人の生活圏に現存するものであって、柿、栗、クルミその他クマを誘引するおそれのある実を結ぶ樹木とする。ただし、営利を目的として植付けされたものを除く。
- 3 補助金の交付は、当該年度において同一の交付対象者（生計同一者を含む。）につき1回を限度とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、規則第3条に規定する申請書に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 放任果樹伐採等事業計画(実績)書兼収支予算(精算)書(様式第1号)
- (2) 放任果樹の位置図及び現況写真
- (3) 補助対象経費を確認できる書類の写し
- (4) 市税等納付(納入)状況確認承諾書(様式第2号)
- (5) 委任状(所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業内容の変更等の申請)

第6 規則第5条第2項に規定する承認申請書に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 放任果樹伐採等事業計画(実績)書兼収支予算(精算)書(様式第1号)
- (2) 変更内容の根拠となる書類(変更の申請の場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了届)

第7 規則第12条第1項に規定する事業完了届に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 放任果樹伐採等事業計画(実績)書兼収支予算(精算)書(様式第1号)
- (2) 領収書等補助対象経費を確認できる書類の写し
- (3) 伐採後の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(オンラインによる手続)

第8 第5、第6及び第7の規定による手続は、市長が認めた電子通信技術を用いた方法により行うことができる。

(帳簿及び書類の整理)

第9 申請者は、補助事業に関する書類を備え、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。